

# 環境モニタリング結果の評価について

平成 23 年 11 月 10 日  
原子力安全委員会

原子力安全委員会は、文部科学省が公表している「環境モニタリングの結果」について評価を行うこととしており、平成 23 年 11 月 7 日～9 日に公表された情報に基づく評価結果は次のとおりです。

1. 空間放射線量（参考資料 1～7、34～36）
  - ・ 東京電力福島第一原子力発電所 20km 以遠の空間放射線量率については、局所的に比較的高い線量率が観測されている測定箇所が認められます。
  - ・ 20km 以遠の一部地域において積算線量が高い地域で、事故発生から 1 年間に積算線量が 20mSv に達するおそれのある区域は、「計画的避難区域」とされています。
  - ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点については、「特定避難勧奨地点」として指定されます。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量率の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

2. 空気中の放射性物質濃度（参考資料 8～12 ページ）
  - ・ 11 月 4 日～6 日に採取された 20km 以遠の試料の測定結果は、I-131、Cs-134、Cs-137 及びその他の核種について、いずれも検出限界値未満でした。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、空気中の放射性物質濃度の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

3. 航空モニタリング
  - ・ 航空機モニタリングの測定結果に関しては、新たな情報提供はありませんでした。
4. 環境試料
  - ・ 11 月 4 日～8 日に採取された土壌、雑草及び降下物についてモニタリング結果が得られています。土壌で比較的高い値が依然観測されており、なお、引き続き上水（蛇口）、食物の測定を継続することが必要です。（参考資料 13～18 ページ）
  - ・ 福島第一原子力発電所周辺及び茨城県沿岸において 10 月 31 日～11 月 6 日に採取された海水中から Cs-134 及び Cs-137 が検出されているポイントがあります。その値は濃度限度（注 1）を下回っております。（参考資料 19～21 ページ）

- ・ 福島第一原子力発電所周辺において、10月10日に採取された海水から、Sr-89及びSr-90が検出されています。今回検出されたストロンチウムは、比較的半減期の短いSr-89が検出されていることから今回の事故の影響と考えられます。なお、いずれの値も濃度限度（注1）を下回っております。（参考資料22ページ）
- ・ 福島第一原子力発電所周辺において、10月10日に採取された海水中のPu-238、Pu-239及びPu-240については、いずれも検出限界値未満でした。この検出限界値では、施設の影響の有無は判断できません。（参考資料23～24ページ）

海洋における放射性物質の濃度及び分布を把握することは、国内のみならず国際的にも関心が高い重要な事項です。検出下限値の考え方としては、当委員会が「今後の放射線モニタリングに関する基本的考え方について」（7月21日）に示したとおり、環境放射能水準調査レベルの検出下限値を採用される必要があると考えます。

食品に関する出荷制限等については、厚生労働省の発表を注視してください。

環境モニタリングについては、文部科学省の取りまとめのもとで、関係機関が鋭意実施しているところであり、今後とも、気象変化等を考慮しつつ、監視を継続することが必要と考えます。

## 5. 都道府県別環境放射能水準調査（参考資料25～33ページ）

### 1) 空間放射線量率

各都道府県における空間放射線量率については、過去の平常値の範囲と比べ高いところもあります。

### 2) 上水（蛇口）

厚生労働省が発表する要請に係る情報を注視してください。

- ・ なお、文部科学省が取りまとめた「環境放射能水準調査結果（上水（蛇口）」のデータにおいては、放射性ヨウ素及び放射性セシウムともに検出限界値未満で、飲食物の摂取制限に関する指標（注2）を下回っています。

今後とも監視を継続することが必要と考えています。

(注1) 法令に定める周辺監視区域境界外の水中の放射性物質の濃度限度は、I-131が $4 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup> (40Bq/L)、Cs-134は $6 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup> (60Bq/L)、Cs-137は $9 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup> (90Bq/L)、Sr-89は $3 \times 10^{-1}$  Bq/cm<sup>3</sup> (300Bq/L)、Sr-90は $3 \times 10^{-2}$  Bq/cm<sup>3</sup> (30Bq/L)

(注2) 「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）飲食物の摂取制限に関する指標（飲料水）放射性ヨウ素が<sup>§</sup>300Bq/kg、放射性セシウムが<sup>§</sup>200Bq/kg